

退職金裁判の争点整理表（弁論内容のフローチャート）

第2版（2021年5月9日作成＝4月15日付書面を追加）。但し議論の展開に応じて、以前の内容についても一部修正した箇所があります。

2020年12月2日	2021年1月21日	2021年3月8日	2021年4月15日	
原告（退職者）の訴状	被告（県）の答弁書	原告（退職者）の反論書	被告（県）の準備書面	
国家賠償法1条に基づき（不法行為責任として）	賠償責任があることは認めるが、	原告は国家賠償法にもとづく不法行為責任としての損害賠償請求をしているのに、県は国家賠償法による賠償責任の有無について明確に答えていない。	県は、当初「退職金請求権」を前提に、「それは時効により消滅している」と繰り返し説明したが、組合は当初から「損害賠償請求権」を前提とした主張をしており、それゆえ議論がかみ合わなかった。	
退職金の不足額（本来支給されるべきであった金額と、計算ミスにより過少に支給された金額との差額）を支払え	退職金請求権は時効（地方自治法236条および労働基準法115条により5年）により消滅しているため、支払うことはできない。	国家賠償法上の損害賠償請求権は、「被害者が損害の発生を現実に認識した時」から3年で時効により消滅するのだから、不足額に対する請求権はまだ消滅していない。	しかし県は、令和2年7月の県議会で、時効完成者にも不足額を支給できるよう、国家賠償法に基づく損害賠償義務があるものと法律構成し、各退職者と和解したうえで不足分を支給する方針を説明した。	
	そこで県は、時効で権利消滅した退職者461人のうち433人とは和解し、不足額を支給した（遅延損害金は付さず）。	県が計算ミスに気付いたのは平成31年4月10日頃だった。その時点で発表していれば、平成26年3月の退職者（平成26年4月末日に退職金を受給）は「時効で権利が消滅」しなかった可能性がある。		平成26年3月の退職者の「退職金請求権」の消滅時効の起算点は（改正前民法166条に基づき）同年4月1日だから、平成31年3月末日で時効により権利は消滅しており、原告の主張は成立しない。
	時効で権利が消滅していない退職者720人全員に対しては、不足額（計3億円余）を支給した（遅延損害金は付さず）。			
遅延損害金（不足額に対する年利5%相当額＝利息）を支払え	遅延損害金を支払う必要はない。	遅延損害金を支払う必要がある。	遅延損害金を支払う必要はない。	
	遅延損害金と弁護士費用の請求は、権利の濫用である。	不足額と遅延損害金は、一体のものである。これを分割すべき理由はない。	和解に応じた退職者は遅延損害金を放棄したのだから、（不足額と遅延損害金を分割しても）不当ではない。何が「正当な権利の実現」かは、一義的・形式的には決められない。	
	退職手当の計算式は公表されているのだから、退職者自身にも支給された退職金額に間違いがないか確認するべきであった。県の計算ミスにも責任はあるが、両当事者間で「過失相殺」類似的な考え方が認められるべきである。【つまり「おあいこ」でしょ、ということ】	県教委職員、退職金計算担当者、これまで退職した約1200人の誰も間違いに気づかなかったにもかかわらず、時効により権利が消滅した退職者にのみ「不足に気づくべき」と主張するのは不当である。	ちなみに同様の計算ミスがあった埼玉県では、当然のこととして遅延損害金を支払っている。	埼玉県と宮城県での処理方針が違っても、何ら問題はない。また埼玉県の場合は時効により権利が消滅していない者についてのケースであって、単純比較はできない。
	仮に本件訴訟の原告らに遅延損害金を支払えば、既に和解して不足額を支払った者や、時効で権利が消滅していないため不足額全額を支給した者（いずれも遅延損害金を付さず）と比較して、不公平な結果になる。	「公平性」を言うなら、すべての退職者に遅延損害金を支払うべきである。		退職者らが退職金の誤りに気付くことは困難であることは認める。だからこそ県は、「過失相殺そのもの」ではなく、「過失相殺類似的な考え方」と主張している。
遅延損害金は公金であり、これを支払うことに対して「県民の理解」が得られない。	退職金は労働者の権利であり、本件請求は条例上の権利行使である。この問題をここまでこじらせたのは県当局の責任であり、それをあいまいにして「県民の理解」を言うのは筋違いである。		事務処理上の過誤で、給与・手当に限らず第三者（取引先等）に対する関係でも、支払いに過不足が発生することはあり、その際に差額の追加弁済や返還請求するに当たって遅延損害金を付加もしくは請求することはない。これは宮城県に限ったことではなく、民間の取引においても同様であり、社会慣行として「本来のあり方」である。	
弁護士費用（不足額と遅延損害金の合計額の10%程度）を支払え	本件訴訟は、弁護士費用が認められる場合に該当しない。	弁護士費用が認められる場合に該当する。	本件訴訟は、弁護士費用が認められる場合に該当しない。	
	最高裁判例（1969年）によれば、弁護士費用が認められる場合とは、「相手方の故意または過失によって自己の権利を侵害された者が損害賠償義務者たる相手方から容易にその履行を受けないため、自己の権利擁護上、訴を提起することを余儀なくされ」、「弁護士に委任するにあらざれば、十分な訴訟活動をなし得ない」場合で、その金額は「事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内に限られ、不法行為と相当因果関係にあるもの」ということになる。	この最高裁判決は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における弁護士費用を、不法行為と相当因果関係にあることを明確に認めたものである。	本件訴訟は、取引的不法行為＝債務不履行に基づく損害賠償請求であるが、債務不履行に基づく損害賠償請求には弁護士費用が付加されないのが一般的な取扱いである。「事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌」すれば、弁護士費用は不法行為と相当因果関係を欠くか、仮に相当因果関係が認められたとしてもその範囲は限定的。	
	本件訴訟は、県が損害賠償義務を認め、不足額相当額を任意に支払う旨を通告しているため、最高裁が判示する場合に該当しない。	この最高裁判決の後で、弁護士費用の負担を全く認めなかった判決はない。欠席判決時でさえ認められているほどである。		最高裁が判示するような場合であれば、欠席判決であっても弁護士費用が認容されるのは当然。
	仮に弁護士費用負担するとしても、遅延損害金の10%程度であるべき	本件訴訟は、県が遅延損害金の支払を一切認めないため、やむをえず訴訟を提起したものであるから、最高裁が判示する場合に該当する。		本件訴訟の争点は、遅延損害金と弁護士費用だけであり、それゆえ難易度は「易」と言える事件であるから、最高裁が判示する場合には該当しない。
		原則として損害賠償額の10%程度が認められている。	「認容請求額の10%」は1つの目安であって当然ではなく、それ以上もそれ以下も可能性としてあり得る。	

この表は、法廷に提出された書面を高教組書記局が入手・分析し、争点を理解しやすくするため整理したものであり、一部に書面の引用はありますが、全体の文責は高教組書記局にあります。